第2次寄居町環境基本計画 (案)

平成 28年12月

寄居町

第2次寄居町環境基本計画

—— 目 次 ——

第1章 言	十画の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 - 1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1-2	計画策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1-5	計画が対象とする環境の分野・範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 訂	†画課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ / 2
2-1	自然環境の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	生活環境の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-3	快適環境の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-4	地球環境の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-5	協働の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章	寄居町の環境目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ {
3-1	寄居町の望ましい環境像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-2	環境保全行動プロジェクトと取り組みの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3-3	取り組みの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1(
第4章	寄居町の環境保全行動プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
プロジョ	r クト1 豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして・・・・・・・・・・・ 12
プロジョ	ェクト2 健康で安心・安全に生活できるまちをめざして・・・・・・・・・・ 17
プロジョ	${ t r}$ クト3 快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして・・・・・・・・・・ 2 ${ t r}$
プロジュ	rクト4 環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして・・・・ 29
プロジュ	r クト5 共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして・・・・・・・・・ 3 st
第5章 言	†画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
5-1	各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
5-2	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4(

1-1 計画策定の背景

私たちの寄居町は、町域の多くが県立長瀞玉淀自然公園に指定され、また、日本百名城・鉢形城が所在するなど、自然環境の恵みが豊かで、古くからひらかれた歴史をもっている町です。

なかでも水環境は、環境省から風布川・日本水が「名水百選」に、国土交通省から町 全域が「水の郷百選」に、林野庁から日本水の森が「水源の森百選」の認定を受けるな ど、豊かで清らかな「水」は心のオアシスとして町の誇りになっています。

このように寄居町では、恵まれた環境の中で暮らしが営まれ、文化が培われてきましたが、都市化が進むにつれ、廃棄物の増加や生活排水による河川の水質汚濁、開発による自然の減少や生態系への影響など身近な環境問題が生じてきました。また、化石燃料の大量消費に伴う地球温暖化など、地球規模の問題への対応も求められています。

町では複雑・多様化した環境問題に対応するため、平成 17 年 3 月、寄居町環境基本計画を策定し、総合的な環境保全施策を展開し、廃棄物の減量や環境にやさしいライフスタイルの普及などに一定の成果を挙げてきました。

一方、計画期間中には東日本大震災に伴う原子力発電所の停止により、我が国のエネルギー施策が大きく転換したほか、気象災害の甚大化など地球温暖化の影響がより顕在化しつつあり、一層の対策の強化が求められています。また、少子高齢化・人口減少社会の本格的な到来を迎え、市街地の拡散を抑制し、公共交通を活かしたコンパクトなまちづくりが求められるなど、環境と関連する新たな潮流も生じています。

本計画は寄居町環境基本計画の第 1 次の計画期間を終え、新たに改訂した第2次計画となります。第2次計画においては、第 1 次計画における成果・課題を踏まえた環境施策の見直しを図るとともに、社会動向の変化を踏まえた新たな環境施策を展開していきます。

1-2 計画策定の主旨

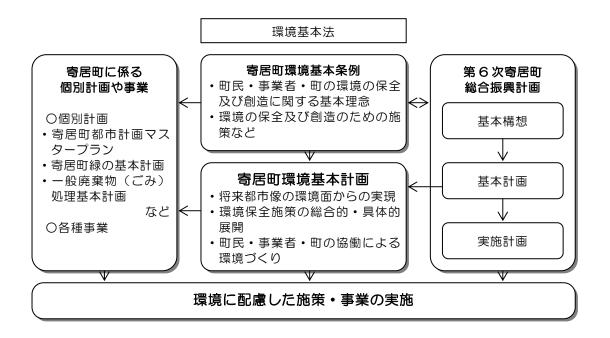
寄居町環境基本計画は、第6次寄居町総合振興計画に掲げる本町の将来像である「可能性 ∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現を環境面から目指すものです。

本計画は、国の環境基本計画や埼玉県環境基本計画、環境保全活動への取り組み等と連携しつつ、本町の恵まれた自然を守り育て、町民、事業者、町の協働のもと、健康で快適な環境を築いていくための計画とします。

1-3 計画の性格

本計画は、本町の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定める「寄居町環境基本条例」に基づくものです。

本町の環境の保全及び創造に向けての目標及び施策の大綱、計画の推進方策を示し、町民、事業者、町が協働して良好な環境づくりを進めていく際の指針となるものです。



1-4 計画の期間

本計画は、平成 29 年度(2017年度)を初年度とし、目標年度を平成 38 年度(2026年度) とした 10 年間の計画とします。

計画の推進にあたっては、進捗状況を点検するとともに、経済社会の変化や町の制度・整備等の進み具合に合わせて、適宜見直しを行うこととします。

1. 環境の分野

本計画で対象とする環境の分野は、以下のとおりとします。

自然環境

自然環境とは、動植物や生態系、水資源に関わる環境です。地域の豊かな自然の保全・創出などに関わる要素が含まれます。

生活環境

生活環境とは、日常の生活活動や事業活動に関わる環境です。健 康や安全など都市生活型公害に関わる要素が含まれます。

快適環境

快適環境とは、生活にやすらぎと潤いを与える環境です。公園や 景観、環境美化、歴史・文化などに関わる要素が含まれます。

地球環境

地球環境とは、地域や国を超えた全地球的な視点に立った環境です。廃棄物、エネルギー、地球温暖化など身近な生活活動や事業活動が与える地球への負荷に関わる要素が含まれます。

2. 対象とする範囲

本計画で対象とする範囲は、寄居町全域とします。ただし、環境保全には、近隣市町村や埼玉県、あるいは地球規模までの取り組みも求められるため、必要に応じてこれらの範囲を含めることとします。



第2章 計画課題の整理

寄居町の環境を取り巻く現況調査やアンケート調査などから明らかになった課題を 以下に示します。

2-1 自然環境の課題

(1)豊かな緑・水辺の保全

寄居町は、山地の森林や荒川水系の水辺に恵まれ、名水百選の風布川など、豊かな緑を背景とする清らかな「水」は町のシンボルともなっており、首都圏近郊の行楽地として多くの人に親しまれています。アンケート調査においても、町が快適な環境であるという理由として、緑・水辺などの豊かな自然をあげる意見は特に多くなっています。

しかしながら、管理不足により樹林の荒廃がみられるほか、一部の河川においては生活 雑排水等により水質が悪化し、また、不法投棄による景観や生活環境面での問題も生じて います。

町の誇りである豊かな自然環境を守っていくためには、自然環境と調和した計画的な土 地利用を進めるとともに、地権者・町民・町が一体となって森林や水辺を維持管理・再生 するなど、地域ぐるみで自然環境を守り・継承していく仕組みづくりが求められます。

(2)農地の保全

里山の環境を構成する農地は、営農という活動を通じて、土砂流出防止や水の貯留、 地温上昇緩和といった環境への多面的効果が発揮されます。

しかしながら、農業経営を取り巻く厳しい状況から、耕作放棄される農地が増加しつ つあり、不法投棄の誘発や害虫の発生、景観の悪化などの問題が発生しています。

農地の多面的な効果を維持していくためには、地産地消の推進やブランド化・6次産業化など営農基盤の強化を進め、後継者の育成、耕作放棄地の解消などにつなげていく必要があります。

(3) 地域本来の生態系の保全

首都近郊にあって自然環境に恵まれる寄居町には、天然記念物「モウセンゴケ自生地」 に代表される地域固有の生態系が残されています。

しかしながら、物流の拡大等にともない、帰化植物の侵入がみられるほか、近年、アライグマ等の特定外来生物やイノシシ等の野生動物による農業被害・生活環境被害なども増加しつつあります。

貴重な植生が残る山林・水辺等の保護を図るとともに、外来生物の拡散防止や捕獲等 に取り組んでいく必要があります。

2-2 生活環境の課題

(1) 健全な生活環境の維持・保全

寄居町では、良好な大気質が維持されており、アンケート調査においてもきれいな空気、閑静な環境などが評価され、総体的には暮らしやすい健全な生活環境が保たれているといえます。

しかしながら、一部河川において生活雑排水等による水質の悪化がみられるほか、地 区によっては騒音や悪臭など、快適な生活を損なう生活型公害なども生じています。

生活排水処理施設の整備等を推進し、水質の改善に取り組むほか、騒音や振動、悪臭等に関する指導や対策を実施し、良好な生活環境を維持していく必要があります。

(2) 新たな汚染物質等への対応

近年では、大気中の有害化学物質が及ぼす人体への悪影響について様々な研究が行われており、モニタリング等による監視を行うほか、新たな有害化学物質等に関する情報の収集や提供に努め、町民や事業者に適正な知識の普及を図っていく必要があります。

2-3 快適環境の課題

(1) コンパクトで持続可能な都市構造への転換

寄居町では少子高齢化が進むとともに、人口は平成 12 年以降、減少傾向に移行しています。

人口減少社会への対応として、中心市街地等の生活利便機能を強化し、高齢者等が公 共交通により買い物や通院などが可能なコンパクトな都市構造へと転換していく必要 があります。また、公園の充実や景観の向上を図るなど、移住・定住を促す魅力あるま ちづくりにも努めていく必要があります。

(2) 歴史や景観を活かしたまちづくりの展開

城下町として、交易の拠点として発展してきた寄居町は、鉢形城跡をはじめとする様々な歴史・文化資源が残り、町の貴重な観光資源ともなっています。

町の代表的な歴史・文化資源である鉢形城跡の整備・管理・活用を進めるとともに、 祭りや伝統行事等の継承に努めていく必要があります。

(3)環境美化の推進

アンケート調査においては、

・寄居町が快適な環境ではない理由として、

ごみのポイ捨てや不法投棄に関する回答が小学生をはじめとして数多く寄せられました。

環境美化の視点からごみのポイ捨て等がないように、マナー・モラル等の向上を図り、 清潔な環境を目指していく必要があります。

(1) 地球温暖化対策の推進

近年、我が国においても気象災害が甚大化するなど、地球温暖化が原因と考えられる被害が顕在化しつつあります。また、平成 27 年の気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では「パリ協定」が採択され、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制する目標のもと、全ての国が参加する地球温暖化対策の枠組みが合意されました。国では COP21 に先立ち、2030 年度の温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で 26%削減する目標(日本の約束草案)を提出しており、今後、目標の達成に向けた具体的な対策に取り組んでいく必要があります。

寄居町では、これまでエコライフの啓発等に取り組み、エアコンの設定温度の適正化などは多くの町民において実践されています。

しかしながら、家庭や事業者から排出される温室効果ガスは、原発停止による電気の 排出係数の上昇も影響し、平成 23 年以降増加傾向が続いており、今後、より着実な温 室効果ガスの削減が求められます。

そのためには、暮らしや事業活動における省資源や省エネルギーなどの行動を一層普及するとともに、新エネルギーや省エネルギー型の家電・設備等の普及を促していく必要があります。

(2) 廃棄物の削減とリサイクルの推進

寄居町では、これまでのごみの減量化・リサイクルに向けた啓発活動や分別収集などの取り組みにより、家庭系ごみ、事業系ごみは徐々に減少してきました。アンケート調査においてもごみの分別はほとんどの町民において実践され、リサイクルへの協力、買い物袋の持参などの行動も広がりをみせています

また、寄居町には、県により彩の国資源循環工場が整備され、先端技術を有する民間リサイクル施設が集積し、様々な廃棄物の資源化に取り組んでいます。

しかしながら、近年においては町民 1 人あたりのごみ排出量の減少は停滞しつつあり、一層のごみ分別の徹底、リサイクルの推進等に取り組んでいく必要があります。

(1) 町民・事業者・町の協働による環境保全行動の推進

今日の環境問題は、町民・事業者・町など社会を構成する全ての主体が、環境の負荷に何らかの関わりをも持つ当事者ともなっており、環境問題の解決のためには 3 者の主体的な行動に加え、連携・協働による取り組みを広げていくことが重要となります。そのためには、住民団体等が自主的に取り組む活動を支援するとともに、団体間の交流や連携を促す仕組み等を検討していく必要があります。

また、近年、事業者による森づくり活動などもはじめられており、事業者の人材やノウハウ等を活かし、町民や町と連携する機会の拡大なども検討していく必要があります。

(2)環境に関する情報の共有・発信

協働により取り組みを拡大していく上では、町の環境の現状や課題、新たな環境問題 に関する正しい知識などを各主体が共有できる体制を構築していく必要があります。

広報等による情報発信を充実するとともに、インターネット等を活用し、誰もが環境 関連情報にアクセスでき、情報を交換できる仕組みなどを検討していく必要があります。

(3)環境学習機会の充実

私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、環境にやさしい町民と して行動できるように、環境保全に向けて努力する心を育てていくことが重要です。

そのためには、小・中学校における環境教育の充実、公民館活動等と連携した環境学習の展開など、全ての町民が環境に関心を持ち、学習できる体制を充実していく必要があります。

3-1 寄居町の望ましい環境像

第6次寄居町総合振興計画では、町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍する無限の可能性を引き出すまちを目指し、『可能性 第 笑顔満タン よりいまち』を、未来に向かって寄居町が目指す姿として掲げています。また、その実現に向け、5つの基本目標を定めており、このうち環境関連の目標として『基本目標④ 安全で環境への配慮と利便性を備えた コンパクトなまち』及び『基本目標⑤ 悠久の歴史と爽やかな自然のなかで 豊かさを感じられるまち』を位置づけています。

寄居町環境基本計画では第6次寄居町総合振興計画の基本目標を受け、地域の生活環境・地球環境への配慮、利便性を備えた環境負荷の低いコンパクトなまちづくり、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用などをこれからの環境づくりの柱ととらえ、町民・事業者・町の三者で実現すべき望ましい環境像を以下のように設定します。

【望ましい環境像】

豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち

【将来の環境イメージ】

- ●季節感豊かな山の緑や清らかな河川の流れ、のどかな田園など、身近に美しい自然が広がり、日々触れ合うことができ、ゆとり・豊かさが感じられます。
- ●きれいな空気、閑静な環境など、暮らしやすい寄居の住環境が保たれ、町の隅々まで行きわたっています。
- ●町と町民・事業者⇒町民・事業者・町の協力により公園などの維持管理活動などが 行われ、清潔で整った街並みが保たれています。
- ●駅周辺に生活利便な市街地が形成され、自家用車に頼らずとも買い物や通院のできる、人にも環境にもやさしいコンパクトなまちが実現しています。
- ●鉢形城跡に代表される歴史・文化が薫り、祭りや古くからの伝統行事が活発に行われるなど、地域性豊かなコミュニティが形成されています。
- ●環境保全意識が広く町民に共有され、資源やエネルギーを大切にする循環型・低炭素型の暮らし・事業活動があたりまえのように行われています。

望ましい環境像の実現に向けて、5つの環境保全行動プロジェクトと9つの取り組みの方針のもとで、環境保全行動の展開を図ります。

豊かな水と緑・歴史に包まれ、 環境にやさしい暮らしが息づくまち

環境保全行動プロジェクト1(自然環境)

豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして

取り組みの方針⇒

- ・豊かで美しい水と緑を保全しよう
- ・まちに息づく生き物を保全しよう

環境保全行動プロジェクト2(生活環境)

健康で安心・安全に生活できるまちをめざして

取り組みの方針⇒

- 公害のないまちを目指そう
- ・有害化学物質の排出を防ごう

環境保全行動プロジェクト3(快適環境)

快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして

取り組みの方針⇒

- きれいで清潔なまちにしよう
- 暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう

環境保全行動プロジェクト4(地球環境)

環境にやさしい暮らしに支えられた持続可能なまちをめざして

取り組みの方針⇒

- ・低炭素社会の実現に取り組もう
- 資源循環型のライフスタイルを実践しよう

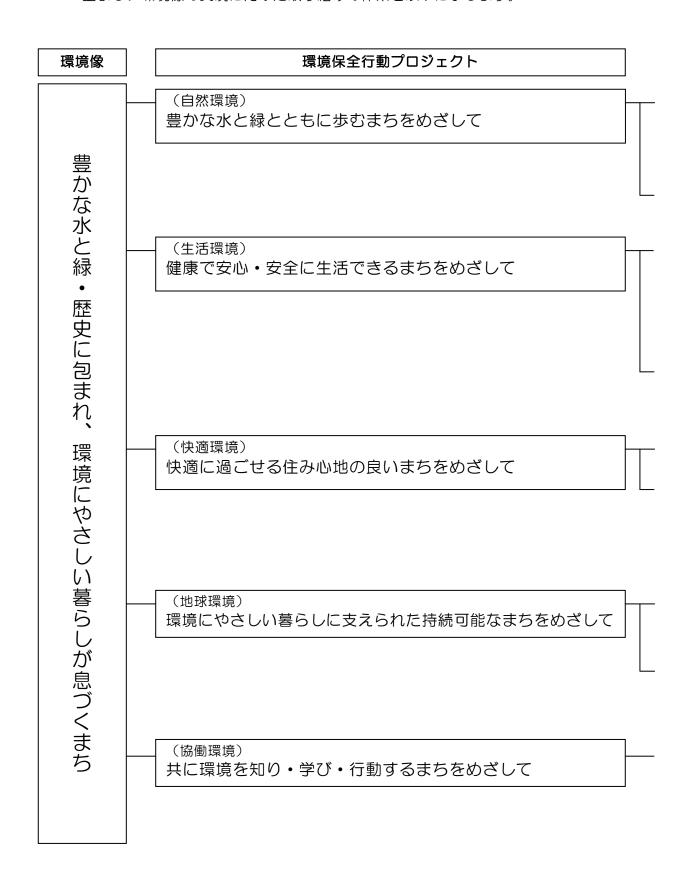
環境保全行動プロジェクト5(協働環境)

共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして

取り組みの方針⇒

・環境にやさしい行動をする人の環を広げよう

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの体系を以下に示します。



取り組みの方針	協働による取り組み項目
豊かで美しい水と緑を保全しよう	豊かな山の緑の保全・活用
	── 自然がもたらす清流と水循環の確保
	農地の多面的機能の保全
まちに息づく生き物を保全しよう	生き物と生き物の生育・生息空間の確保
公害のないまちを目指そう	大気環境の保全
	水質環境の保全
	─ 騒音・振動の防止
	その他の公害の防止
有害化学物質の排出を防ごう	ダイオキシン類対策等の推進
きれいで清潔なまちにしよう	ごみの不法投棄の防止
暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう	環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進
	緑豊かな景観・街並みの形成
	歴史・文化を活かしたまちづくりの推進
低炭素社会の実現に取り組もう	低炭素型機器・設備の導入の促進
	環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進
資源循環型のライフスタイルを実践しよう	ごみの発生抑制とリサイクルの推進
	廃棄物の適正な処理の推進
環境にやさしい行動をする人の環を広げよう	環境情報の共有化の推進
	環境教育・学習の推進
	協働による環境保全活動の展開

第4章 寄居町の環境保全行動プロジェクト

第3章に示した施策体系に基づき、寄居町の望ましい環境像の実現に向けて、以下の環境保全行動を推進していきます。

寄居町では、望ましい環境像は「町民・事業者・町」の三者協働により実現されるものと認識し、それぞれの「取り組みの方針」に向けた「取り組み項目」ごとに三者の役割を位置づけ、環境保全行動を実践していきます。

■ 環境保全行動プロジェクト1(自然環境) 豊かな水と緑とともに歩むまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1:豊かで美しい水と緑を保全しよう

数值目標

項目	現 状	数値目標
町民満足度 (豊かな自然環境)	48.1% (平成27年度)	60%
森林整備事業面積	192.56ha (平成27年度)	280 h a
耕作放棄地の面積	489ha (平成27年度)	527ha

(1)豊かな山の緑の保全・活用

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・法令及び都市計画マスタープラン等に基づき、自然公園区域や山林、農地の保全に努めます。
- ・緑の基本計画の見直しを進め、本町の緑地環境の将来像を示すとともに、保全・再生すべき重要な緑地や、そのために必要な施策等を検討します。
- 森林の持つ多様な機能を保全し治山を進めるため、保安林や水源かん養林の指定の確保に努めます。
- ふるさとの緑の景観地の保全を図ります。
- 森林所有者 組織に対して、森林保全活動に対する補助を行います。
- 鐘撞堂山の下草刈りにより、町の景観を維持します。

- 町民や事業者が森林の維持管理に参加する仕組みを検討します。
- 日本の里風布館でのイベントを通じ、里山の魅力を発信します。
- ・緑の少年団の活動や、親子などを対象に自然・里山と触れ合う機会を創出します。

町民が実施する環境保全行動

- 身近な自然に関心を持ちましょう。
- 住宅周りの緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
- ふるさとの緑の景観地、社寺林、屋敷林等を適切に保全しましょう。
- 緑化活動や森林ボランティアに参加しましょう。

- ・自然を大切にする事業活動に努めましょう。
- 開発行為を行う場合は、緑地や生態系の保全、自然景観との調和等に配慮しましょう。
- 建設事業においては、自然環境への影響の緩和に努めましょう。
- 事業所内の緑化に努め、緑のネットワークを広げましょう。
- ・自然保護や環境保全のための活動を支援しましょう。

(2) 自然がもたらす清流と水循環の確保

町が実施する環境保全行動(施策)

- 「名水百選」に認定されている風布川・日本水等の水資源の保全に努めます。
- 町内を流れる河川や円良田湖、玉淀湖等の水辺空間を保全します。
- 地域住民と協力し、清掃活動や整備を行い、水辺の良好な環境を保ちます。
- ・親水性や生態系に配慮しながら河川の改修を進めます。
- ・保安林・水源かん養林の保全に努めます。
- ・公共事業においては、雨水浸透ますや透水性舗装など雨水浸透に配慮した整備に努めるとともに、民間への普及を図ります。
- ・公共施設においては、節水型機器等の導入を図ります。
- ・ 節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の啓発・ 高揚を図ります。

町民が実施する環境保全行動

- ・釣り糸やごみなどは、川に捨てずに持ち帰りましょう。
- ・河川などの清掃活動などに参加しましょう。
- ・水を大切に使いましょう。
- ・敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

- ・ 河川などの清掃活動などに協力しましょう。
- 水を大切に使いましょう。
- ・敷地や駐車場にはできるだけ土を残したり、雨水浸透ますを設置するなど雨水を地下に浸透させましょう。

(3) 農地の多面的機能の保全

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・雨水の保水や浸透、生物の生息空間、景観形成などの多面的な環境保全機能を持つ農地の保全に努めます。
- ・ 法令に基づき、農用地区域の保全に努めます。
- ・農林業振興ビジョンを策定し、計画的な農業振興を推進します。
- ・苗木購入補助等の実施や農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に 努めます。
- ・有機野菜等の生産を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 農薬は環境に配慮し使いすぎないようにしましょう。
- ・地元の安全な農産物を積極的に購入しましょう。
- 体験農業等への参加を通じて農業への理解を深めましょう。

- 安全な食料の生産と流通に努めましょう。
- ・食の安全性について消費者へ情報を提供しましょう。
- ・地元の安全な農産物を積極的に生産・販売しましょう。
- ・無農薬・減農薬栽培や有機栽培への取り組みを推進しましょう。
- ・農地中間管理事業等に協力し、耕作放棄地の有効活用を図りましょう。

⇒ 取り組みの方針2:まちに息づく生き物を保全しよう

数値目標

項目	現 状	数値目標
モウセンゴケ株数	44株 (平成27年度)	80株

(1) 生き物と生き物の生育・生息空間の確保

町が実施する環境保全行動(施策)

- 天然記念物モウセンゴケ自生地の地域環境を保全します。
- 町に自生するカタクリを保全します。
- ・野生生物等の生息環境に配慮した河川や道路、都市公園の整備、緑化を推進します。
- 都市公園の整備にあたっては、動植物の生息環境、地域の植生特性に配慮した緑化樹木を選定します。
- 有害鳥獣や特定外来生物の捕獲事業等を進めます。
- ・町民や事業者、自然保護グループなどが、ビオトープづくりや生息空間の維持管理に 積極的に参加できる仕組みについて検討します。
- ・自然観察教室などの開催・充実を図ります。
- ・県や自然保護グループと連携し、自然環境の情報収集と情報の共有化に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- ・生き物を大切にする心を育てましょう。
- 自然の中に生息する生き物や身近な生き物の存在に目を向けましょう。
- ・生物のすみかとなる緑や水辺を大切にしましょう。
- ・川や池に外来種の魚を放流しないようにしましょう。
- ・自然観察会などに参加し、身近な自然について学びましょう。
- ・動植物の保全活動に参加しましょう。
- ・ペットの飼育マナーを守り、生態系を乱さないようにしましょう。
- ペットは最後まで責任を持って飼いましょう。

- 建設事業においては、生態系への影響の緩和に努めましょう。
- 自然観察会の開催などに協力しましょう。
- ・動植物の保全活動に協力しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト2(生活環境)健康で安心・安全に生活できるまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1:公害のないまちを目指そう

数値目標

項目	現り状	数値目標
光化学オキシダントの環 境基準達成状況 (寄居測定局:大気汚染 常時監視測定局)	(調査中)ppm (平成27年度)	環境基準の達成
二酸化硫黄濃度の環境基 準達成状況 (寄居測定局:大気汚染 常時監視測定局)	O. 001ppm (平成27年度)	環境基準の達成維持
二酸化窒素濃度の環境基準達成状況 (寄居測定局及び寄居桜沢自排局:大気汚染常時 監視測定局)	寄居測定局0. 015ppm 桜沢自排局0. 022ppm (平成27年度)	環境基準の達成維持
浮遊粒子状物質の環境基 準達成状況 (寄居測定局:大気汚染 常時監視測定局)	寄居測定局0. 042ppm 桜沢自排局0. 044ppm (平成27年度)	環境基準の達成維持
微小粒子状物質の環境基 準達成状況 (寄居測定局:大気汚染 常時監視測定局)	30. Ομg/m³	環境基準の達成維持
町内河川の水質(BOD 濃度)27河川30地点	2.5mg/ℓ未満 21地点 (平成25~27年度)	2.5mg/ℓ未満 30地点
生活排水処理施設の普及 率(生活排水処理形態別 普及計画人口)	70.1% (平成27年度)	82. 7%

*環境基準

・光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下

二酸化硫黄濃度 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下

・二酸化窒素濃度 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下

• 浮遊粒子状物質 1 時間値の1日平均値が0. 10mg/m³以下

・微小粒子状物質 1日平均値が $35 \mu g/m^3$ 以下

(1) 大気環境の保全

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・事業所に対して、「大気汚染防止法」等の法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・ 県や周辺の市町村等と連携して自動車などの移動発生源対策に努めます。
- 汚染物質の排出抑制に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 町の公用車については環境にやさしいエコカーの導入に努めます。
- ・町民や事業者へのエコカーの普及・拡大を促進します。
- ・空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わない、アイドリングストップ運動などのエコドライブの実践を促進します。
- ・公共交通機関の利用を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- 徒歩や自転車、バス、電車等の公共交通機関を利用するよう心掛けましょう。
- ・車の買い替えのときには、エコカーの購入を検討しましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 野外焼却はやめましょう。

- ・法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- ・従業員の通勤には公共交通機関の積極的な利用や、時差出勤などを推進しましょう。
- 一定距離の範囲内はマイカー通勤を抑制する制度をつくりましょう。
- 車の買い替えのときには、エコカーの購入を検討しましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- ・効率の良い貨物輸送に努めましょう。
- ・野外焼却はやめましょう。

(2) 水質環境の保全

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・寄居町生活排水処理基本計画に基づき生活排水処理の適正化に努めます。
- ・ 主要な河川の定期的な水質調査を実施します。
- 男衾駅周辺の用途地域内の公共下水道の整備を完了させます。
- 汚泥再生処理センターの効率的・経済的な処理方法を検討します。
- ・公共下水道及び農業集落排水施設の接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理を 行います。
- 争化槽設置に係る補助金の交付や浄化槽市町村整備推進事業の導入などにより、合併 処理浄化槽への転換を促進するとともに、適正な維持管理について啓発を行います。
- ・事業所に対して、「水質汚濁防止法」等の法令に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・家庭における適正な排水処理の促進に向けた、情報提供や意識啓発を推進します。
- ・町民参加による河川・水路の清掃活動を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- ・公共下水道区域内については、すみやかに公共下水道への接続を行いましょう。
- ・農業集落排水事業の受益者の方は、すみやかに農業集落排水への接続を行いましょう。
- ・公共下水道区域外については、合併処理浄化槽を設置し、また単独処理浄化槽と汲み 取りトイレについては合併処理浄化槽に転換しましょう。
- ・環境にやさしい石けんや洗剤を使いましょう。
- ・ 河川の清掃活動に参加しましょう。
- 浄化槽の機能保持のため清掃、保守点検、法定検査を実施しましょう。
- 食べかすや廃油を排水口に流さないようにしましょう。
- ・風呂の残り湯を有効に使いましょう。

- 法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- ・ 河川の清掃活動に協力しましょう。
- 水の再利用システムの設置に努めましょう。
- ・ 節水型機器の普及利用に努めましょう。

(3) 騒音・振動の防止

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・事業所に対して、「騒音規制法」や「振動規制法」等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- 交通量の多い幹線道路については、関係機関と連携し、騒音 振動の低減対策に努めます。
- 騒音・振動防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- ・空ぶかしや急加速はしない、経済速度を守る、自動車のトランクを倉庫代わりに使わ ないなどのエコドライブや住宅地内等における低速走行の実践を促進します。
- 道路の維持補修を推進します。
- 町民一人ひとりの騒音防止について意識啓発に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- ・カラオケ、ペットの鳴き声などが近所の迷惑にならないようにしましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。

- 法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- ・低騒音・低振動型機械を導入するように努めましょう。
- 緑地などの緩衝空間の確保などにより、騒音の防止に努めましょう。
- アイドリングストップを実践しましょう。
- エコドライブを実践しましょう。
- 生活道路への車の通り抜けはさけましょう。

(4) その他の公害の防止

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・土壌汚染を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・ 土壌汚染防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- ・悪臭を防止するため、法令などに基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・ 悪臭防止に向けた情報提供や意識啓発に努めます。
- 「寄居町土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」に基づく、規制・基準の遵守について指導に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- 食べかすや廃油を排水口に流さないようにしましょう。
- ・川や用水路の清掃に参加しましょう。
- 不法な埋立て等に厳しい目を向けましょう。
- 危険な行為や悪質な行為を見つけた場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう。

- ・法令などに基づく規制基準を遵守しましょう。
- 重金属等による土壌汚染を起こさないよう適正に管理しましょう。
- ・川や用水路の清掃に参加しましょう。
- •「寄居町土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱」及び「埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に関する条例」に基づく、規制・基準を遵守しましょう。

⇒ 取り組みの方針2:有害化学物質の排出を防ごう

数値目標

項目	現 状	数値目標
ダイオキシン類の環境基 準達成状況	大気0.038 pg-TEQ/m³ (平成27年度)	環境基準の達成維持

*ダイオキシン類の環境基準 大気 O. 6pg-TEQ/m³

(1) ダイオキシン類対策等の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づく規制・基準の遵守について指導します。
- ・違法な野外焼却の防止を徹底します。
- ・ 寄居町「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づく適正な廃棄物処理を推進します。
- 町民に対し、ごみの分別の徹底を要請し、有害ごみによる汚染を未然に防止するように努めます。
- ダイオキシン類等の有害化学物質に関わる情報の収集及び提供に努めます。
- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、国及び県と連携し、有害化学物質の使用や排出状況等に関する情報提供を行います。
- ・農薬の適正使用や管理について指導を図ります。
- 国や県等と連携を図りながら、有害化学物質の削減に向けた取り組みについての検討に努めます。
- 放射性物質については、定期的に測定を行い安全性について監視します。

町民が実施する環境保全行動

- ダイオキシン類等の有害化学物質について正しい知識を身につけましょう。
- 使い捨て商品を控え、長く利用できる商品を購入しましょう。
- 有害性のある有機溶剤やフロンを使用した製品は購入しないようにしましょう。
- 野外焼却はやめましょう。
- ・家の新築や改築の際には、有害な建材や塗料を使わないようにしましょう。
- 農薬は環境に配慮し使いすぎないようにしましょう。

- ・法令などに基づく規制規準を遵守しましょう。
- ・野外焼却はやめましょう。
- 建物の建設にあたっては、シックハウス対策を行いましょう。
- PRTR制度に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県を通じて国に届け出ましょう。
- 有機溶剤などの環境を汚染する物質は適正に管理しましょう。
- ・建築物解体にあたっては、有害物質であるアスベスト等が飛散しないようにしましょ う。
- 化学薬品の使用にあたっては、環境に及ぼす影響を十分に調べましょう。
- 有害な物質を含む塗料や溶剤の使用をやめましょう。

- 環境保全行動プロジェクト3 (快適環境) 快適に過ごせる住み心地の良いまちをめざして
- ⇒ 取り組みの方針1:きれいで清潔なまちにしよう

数値目標

項目	現 状	数値目標
不法投棄に関する報告件数	26件 (平成27年度)	1 3件

(1) ごみの不法投棄の防止

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・ 廃棄物の不法投棄監視活動の強化を図ります。
- ごみのポイ捨て防止や持ち帰りの啓発活動を推進します。
- ・広報活動などを通じて、犬のフンを持ち帰るなど、ペットの適正飼育を指導します。

町民が実施する環境保全行動

- 空き缶やたばこなどのポイ捨てはやめましょう。
- ・犬のフンは持ち帰る、放し飼いをしない等、ペット飼育のマナーを守りましょう。
- ・行楽地でのごみは持ち帰りましょう。
- ・ 地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 不法投棄はやめましょう。

- ・ 地域の環境美化活動や清掃活動に協力しましょう。
- 不法投棄はやめましょう。
- ・ 廃棄物の適正処理に努めましょう。

⇒ 取り組みの方針2:暮らしやすく愛着の持てるまちをつくろう

数値目標

項目	現 状	数値目標
町民満足度(土地利用の バランス)	8.1% (平成27年度)	15%
町民満足度(公共交通の 利便性)	11.7% (平成27年度)	15%
公共交通利用者数 (3路線合計)※	227万人 (平成26年利用者数)	227万人
町民満足度(公園や緑地 の整備状況)	6.4% (平成27年度)	20%
街区公園の清掃等の活動 回数	27回 (平成27年度)	270
環境美化サポート制度に よる緑地等の整備箇所数	6箇所 (平成27年度)	8箇所
鉢形城公園・歴史館に対 する満足度	71.2% (平成27年度)	80%

※JR 八高線、秩父線、東武東上線の合計

(1)環境や人にやさしいコンパクトなまちづくりの推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・都市計画マスタープランを見直し、立地適正化計画の策定等により、コンパクトで自然と市街地の調和のとれた活力あるまちづくりを推進します。
- ・ 寄居町中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の整備改善や商工業の振興による快適で良好なまちづくりを目指します。
- ・ 荒川周辺の水辺整備や回遊性を高めるルート設定など、中心市街地の活気を創出する まちづくりを進めます。
- 男衾駅周辺の新市街地整備を推進し、民間事業者等の活力を活かした開発手法について検討を進めます。
- ・東武東上線の利便性の向上を要望するほか、路線バスや愛のりタクシー等の公共交通 網の再構築を図り、自家用車に依存しないまちづくりを進めます。
- 駅や公共施設の未整備箇所にスロープや多目的トイレ等を設置し、バリアフリー化に 取り組みます。
- ・歩車道の分離と交通安全施設の整備を図ります。
- 駐輪場の整備と放置自転車の監視活動の強化を図ります。

町民が実施する環境保全行動

- ・まちづくりの活動に積極的に参加しましょう。
- ・違法駐車・駐輪はやめましょう。
- 出かけるときは徒歩や自転車、公共交通を活用し、自家用車の利用を減らしましょう。

- ・バリアフリー、ユニバーサルデザインの施設整備に努めましょう。
- ・敷地内に十分な駐車場・駐輪場を確保し、道路上に迷惑駐車や駐輪をしない、させないようにしましょう。
- 通勤や事業活動において公共交通を活用し、自家用車・営業車の利用を減らしましょう。

(2) 緑豊かな景観・街並みの形成

町が実施する環境保全行動(施策)

- 大規模な建築物などの届出に対しては、「埼玉県景観条例」による指導・助言を行います。
- ・寄居町緑の基本計画を見直し、町の公園・緑地の将来像を定め、整備・保全施策を推進します。
- 公共施設や道路沿道については、地域の特性をふまえた樹種による緑化を推進します。
- ・公園・緑地の維持管理・環境づくりを地元住民と協力しながら行います。
- ボランティアによる植樹帯に花を植えるなどのモデル事業を推進します。
- ベランダ緑化や生垣緑化など、個人住宅や事業所における緑化の普及に努めます。
- ・空き地の所有者に対し、雑草の除去など適正な管理を行うよう指導します。

町民が実施する環境保全行動

- ・住宅周りの緑化に努めましょう。
- 家の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
- ・空き地の雑草や立木が近所の迷惑にならないようにしましょう。
- ・町民参加型の公園・緑地の維持管理、環境づくりに参加しましょう。
- ・地域の緑化活動に参加しましょう。
- ふるさとの緑の景観地をはじめ、社寺林、屋敷林を保全しましょう。

- ・事業所内の緑化に努めましょう。
- ・緑化活動への参加・支援をしましょう。
- ・地域の緑化活動に協力しましょう。
- ・屋外広告物は周囲の環境や景観に配慮したものにしましょう。
- 事業所の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにしましょう。
- ・照明による光害が生じないよう努めましょう。

(3) 歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・文化財の保存・管理を推進します。
- ・文化財保護思想の普及・啓発を図ります。
- ・鉢形城公園を適正に維持管理・活用するとともに、城跡の発掘調査・保存整備を推進 します。
- 鉢形城歴史館のリニューアルやイベントの開催など、管理・運営を行います。
- ・秩父往還の街道筋や宿場町・城下町の面影を活かし、歴史や文化の香りが漂うまちづくりを進めます。
- 各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。
- ・古くから受け継がれている地域の伝統行事が若者たちに継承されていく環境をつくっていきます。

町民が実施する環境保全行動

- ・歴史的な建物や史跡に親しみ、保全しましょう。
- ・歴史や文化を学び、次世代に伝えていきましょう。
- ・地域における伝統行事等に参加・協力しましょう。

- 伝統技術や産業文化を保全継承し町民への公開に努めましょう。
- ・地域における伝統行事等に参加・協力しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト4(地球環境) 環境にやさしい暮らしに支えられた 持続可能なまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1:低炭素社会の実現に取り組もう

数値目標

項目	現 状	数値目標
公用車におけるハイブリッド 車、電気自動車台数	10台 (平成27年度)	20台
庁舎等照明 LED 化率	10%未満 (平成28年度)	90%以上

(1) 低炭素型機器・設備の導入の促進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・太陽光等、自然エネルギーの利用推進に努めます。
- ・町役場庁舎等で使用する電気は、コストのほか、事業者の環境配慮の姿勢を考慮して 購入先を決定します。
- ・公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。
- ・町役場庁舎の照明や防犯灯の LED 化を推進します。
- ・公用車の更新時は、エコカー(ハイブリッド自動車・電気自動車・低燃費車)への転換を進めます。
- ・ 水道の老朽管の更新を推進し、安定給水に努めます。
- ・町民、事業者に対し、低炭素型機器の利用の意義や導入効果に関する情報提供やイベント、講座の開催を行います。
- ・町民、事業者などの低炭素型機器の利用に向けた調査・研究を推進します。

町民が実施する環境保全行動

- ・省電力・省エネルギー型の家電製品を購入しましょう。
- ・ 照明の LED 化を進めましょう。
- ・高効率型給湯器 (※1) を積極的に導入しましょう。
- 車を買うときは、エコカーの購入を考えましょう。
- ・太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用を積極的に導入しましょう。
- ・住宅を建てるときは、採光や風通し、複層ガラス、断熱材等の工夫などにより、エネルギー効率を考えた省エネ住宅にしましょう。
- HEMS (※2) や省エネナビを導入し家庭のエネルギー消費の見える化を図りましょう。
- ※1 高効率型給湯器:エネルギーの消費効率に優れた給湯器。潜熱回収型、ガスエンジン型、ヒートポンプ型などがある。
- ※2 HEMS:ホームエネルギーマネジメントシステムの略。電気やガスなどの使用量の「見える化」や、家電機器の「自動制御」により、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

- ・太陽光発電や太陽熱利用、雨水利用を積極的に導入しましょう。
- ・コジェネレーションシステム(*3)等の新エネルギー導入を検討しましょう。
- 生産ラインの省エネルギー化や廃熱利用を進めましょう。
- 省エネ型の電気製品を購入するようにしましょう。
- 採光や風通し、材質の工夫などエネルギー効率のよい省エネオフィスにしましょう。
- ※3 コジェネレーションシステム:発電と同時に発生した熱を利用して、冷暖房や給湯等に利用する、 高効率のエネルギー供給システム。

(2)環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)を策定し、総合的な地球温暖化 対策や省エネルギー対策を推進します。
- ・冷暖房の適正な温度設定、クールビズ・ウォームビズ、照明・パソコン等のこまめな オン・オフなど、町職員の率先的な省エネ行動を実践します。
- ・公共交通機関の利用やアイドリングストップ運動などのエコドライブの実践を促進します。
- ・電気自動車の効率的な運用を推進します。
- 情報提供、意識啓発により家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

町民が実施する環境保全行動

- ・節電・節水を心掛け、省エネルギー行動を実践しましょう。
- ・冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
- 緑のカーテンやすだれの利用などにより、冷房の利用を抑制しましょう。
- 電気照明などをこまめに消しましょう。
- 冷暖房機やテレビなどの利用をできるかぎり自粛しましょう。
- ・電気製品を使用しないときは、コンセントを抜きましょう。
- ・風呂の残り湯を有効に使いましょう。
- ・雨水利用を進めましょう。
- 徒歩や自転車、公共交通機関を利用するようにしましょう。
- ノーカーデーに協力しましょう。
- アイドリングストップやエコドライブを実行しましょう。
- ・環境家計簿をつけてみましょう。

- 冷房の設定温度は高めに、暖房は低めにしましょう。
- クールビズ・ウォームビズを実践しましょう。
- ・緑のカーテンの植栽や、断熱シート、複層ガラスの利用などにより、冷房の利用を 抑制しましょう。
- ・ 昼休みや不用箇所の消灯、OA機器の省エネ対策を実践しましょう。
- ・深夜電力を活用しましょう。
- アイドリングストップやエコドライブを実践しましょう。
- ・公共交通の利用やノーカーデーなど、自家用車・社用車の利用を減らしましょう。
- ・フロンガスを使用している製品の利用を自粛しましょう。
- ISO14001 など環境マネジメントシステムの導入を検討しましょう。

⇒ 取り組みの方針2:資源循環型のライフスタイルを実践しよう

数値目標

項目	現 状	数値目標
資源回収量	294 t /年 (平成27年度)	300 t /年
リサイクル活動団体資源 物回収量	797 t /年	800 t /年
可燃ごみ排出量 (町民一人あたり)	8, 959. 3 t (0. 26 t) (平成27年度)	8, 076. 6 t (0. 25 t)

(1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- 大里広域市町村組合との連携により、ごみの減量、分別、リサイクルの推進に努めます。
- さらなるごみの減量化とリサイクルのため、廃プラリサイクル事業などの検討を行います。
- ・今後の廃棄物処理施設の設置については、彩の国資源循環工場区域内に限定し、その 他の地域は認めないこととします。
- ・公共施設における率先したごみの排出抑制を推進します。
- ・建設工事等での廃棄物は再資源化による再生資材として公共工事での利用を進めます。
- ・広報、パンフレット等による町民の自主的排出抑制・資源化方法に関する情報の提供に努めます。
- 地域のリサイクル活動を促進するため、活動団体への奨励金の支給を行います。
- 事業所での資源物の再利用 資源化方法についてパンフレット等による情報提供に努めます。
- 事業所内での再利用、自ら業者委託する等による資源化に関する指導を行います。
- ・包装の簡素化・適正化に向けた町民への意識啓発及び、事業者に対する適正包装等の要請を図っていきます。
- 家電リサイクル法に基づく販売店への引き取り体制の指導を行います。
- 資源回収業者及び再生業者の確保に努め、業者との協議及び連絡・仲介体制を整備します。

町民が実施する環境保全行動

- ごみを出さないように工夫しましょう。
- ・買い物は、買い物袋を持参しましょう。
- ・ 過剰包装を断りましょう。
- ・量り売り、詰め替え品(シャンプー洗剤)等を利用しましょう。
- 長く使える商品を購入し、使い捨て商品は買わないように心掛けましょう。
- ・エコ商品やリサイクル商品、リサイクル可能な商品を利用しましょう。
- ・物品は修理して長く使いましょう。
- ・リサイクル活動やごみゼロ運動に参加しましょう。
- ・生ごみは、できるかぎり堆肥化して土に戻しましょう。

- 廃棄物に関する法令等の規制基準を遵守しましょう。
- ・耐久性のある製品や再利用・再資源化しやすい製品の開発に努めましょう。
- ・製造過程での廃棄物の発生の抑制や包装材を減量しましょう。
- ・建設事業において、資材は再利用できるものや再生品を選ぶとともに、産業廃棄物の 排出を抑制しましょう。
- ・生ごみの堆肥化や飼料化など資源化を検討しましょう。
- トレーなど包装容器を回収し、再資源化に努めましょう。
- 買い物袋や容器持参運動を実施するとともに、過剰包装を自粛しましょう。
- 事務用品等はリサイクル製品を購入し、封筒等は繰り返し利用しましょう。
- ・両面コピー、両面印刷で会議資料の簡素化を図りましょう。
- ・エコストアの認定を取得しましょう。
- ・彩の国資源循環工場を活用した新たな廃棄物の資源化について検討しましょう。

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・ 寄居町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく適正な処理を実施します。
- ごみの分別の徹底に向けた指導に努めます。
- 各種の法令に準じた分別方法、回収等を推進します。
- ・不法投棄、違法行為の防止に向けて、県をはじめ関係機関と協議し、監視・指導体制 の強化を図ります。
- ・埼玉県環境整備センターへの埋立て廃棄物や放流水等について定期的な検査を実施 します。

町民が実施する環境保全行動

- ・ごみの分別を徹底しましょう。
- ・ごみは決められた日、決められた場所に出しましょう。
- ・ごみの出し方は地区のルールを守りましょう。
- ・野外焼却はやめましょう。

- ・法令等の規制基準を遵守しましょう。
- ・野外焼却はやめましょう。
- ・事業系ごみは町や県の許可を受けた処理業者へ委託して適正に処理しましょう。

■ 環境保全行動プロジェクト5(協働)共に環境を知り・学び・行動するまちをめざして

⇒ 取り組みの方針1:環境にやさしい行動をする人の環を広げよう

数値目標

項目	現 状	数値目標
環境学習講座開催回数	4回 (平成27年度)	50
緑の少年団活動参加者数	99人 (平成27年度)	120人
環境美化活動への参加者数	13,847人 (平成27年度)	15,000人

(1)環境情報の共有化の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・モニタリング調査により、町の環境の状況を監視・把握します。
- 新たな環境問題や環境関連政策等の情報収集に努めます。
- ・環境保全に関わる町民・事業者等の意見の把握に努めます。
- ・ 県や町民団体、事業者との連携を図り、環境情報の収集や情報の共有化に努めます。
- ・ホームページや広報誌などを充実し、環境関連の情報を積極的に発信します。

町民が実施する環境保全行動

- 町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
- ・町民団体等が行う環境調査活動等に参加・協力しましょう。

事業者が実施する環境保全行動

- 町が実施する環境調査やアンケート調査などに協力しましょう。
- 町民団体等が行う環境調査活動等への協力や支援をしましょう。
- ・環境保全技術や取り組みの情報を積極的に発信しましょう。

(2)環境教育・学習の推進

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・地域との連携・協働を図りながら、学校における環境教育を推進します。
- ・小学校低学年層を対象とした環境学習、小・中学生を対象としたアンケートを実施し、 低炭素化や省エネルギーに対する意識を高めます。
- ・自然活用型イベントの拡充を図ります。
- 生涯学習による環境学習プログラムを検討します。
- ・環境保全に関する各種講座・教室の充実を図ります。
- 町民や事業者の自主的な環境学習活動を支援します。
- ・環境保全に資する社会教育関係団体の育成・援助を図ります。
- ・ 寄居生活学の達人登録などを通じ、環境関連の知識や技能を持った人材を発掘し、活用します。

町民が実施する環境保全行動

- ・家庭で環境問題について話し合いましょう。
- 身近な環境調査やこどもエコクラブなどに参加しましょう。
- ・自然観察会等に参加しましょう。
- ・環境学習講座に参加しましょう。

- ・事業所内外での環境学習会を開催・参加しましょう。
- ・環境学習を進めるために事業所内で環境学習リーダーを育成しましょう。

(3)協働による環境保全活動の展開

町が実施する環境保全行動(施策)

- ・コミュニティ活動を支援し、地域コミュニティの活性化に努めます。
- ・公園・緑地の維持管理や環境美化活動など、町民参加型の環境保全活動を支援し、協働の機会を充実します。
- ・ボランティアへの興味や関心を深めるきっかけづくりや、情報提供を積極的に行います。
- ボランティア活動等を主導するリーダー・人材の育成に取り組みます。
- ・NPO 法人などの活動情報の収集・提供に努め、NPO 法人、町民、町それぞれの橋渡しの役割を果たします。
- ・事業者との森づくり協定の締結など、事業者との協働による環境保全活動の拡大に努めます。

町民が実施する環境保全行動

- ・地域コミュニティによる環境美化活動等に参加しましょう。
- ・NPO・町民団体等による環境保全活動・イベント等に参加・協力しましょう。

- ・事業者の人材や知識を活かし、地域の環境保全活動に参加・協力しましょう。
- NPO・町民団体等の活動を支援しましょう。
- ・町との森づくり協定の締結など、町との協働による環境保全活動の拡大に努めます。

5-1 各主体の役割

現在の環境問題は、私たちの便利な暮らしを支える大量生産・大量消費・大量廃棄型 の社会経済システムが原因となっており、町民・事業者・町など社会を構成するすべて の主体が当事者となっています。

このような環境問題を解決するには、私たちの暮らしや事業活動が及ぼす環境への影響を正しく認識し、町民・事業者・町の三者がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとで、自主的な環境配慮行動に努めるとともに、三者が連携を強化し、協働の取り組みを広げていくことが求められます。

1. 町の役割

町は、寄居町環境基本条例及び寄居町環境基本計画に基づき、国や県、町民・事業者 との協働により、環境保全に向けての施策を企画・推進します。

また、町民や事業者に対し、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の開催・ 運営を行い、町民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。

さらに、町自らが消費者であり、事業者であることを認識し、町が実施する事務及び 事業において率先して環境保全活動に取り組みます。

2. 町民の役割

町民は、寄居町をはじめとする地球環境の保全と創造を推進するうえでの原動力であることを認識し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活における環境保全行動を実践し、環境に負荷を与えない生活様式へと転換していきます。

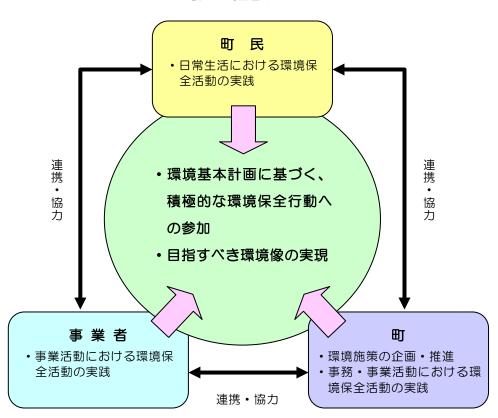
また、目指すべき環境像の達成に向けて町や事業者と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

3. 事業者の役割

事業者は、事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至る あらゆる段階において、公害の防止、環境の保全や安全性を確保し、環境にやさしい商 品の開発や環境保全技術の向上に努めます。

また、目指すべき環境像の達成に向けて町や町民と協働して環境の保全と創造に努めるとともに、地域活動や行政施策へ積極的に参加・協力します。

■ 計画の推進イメージ

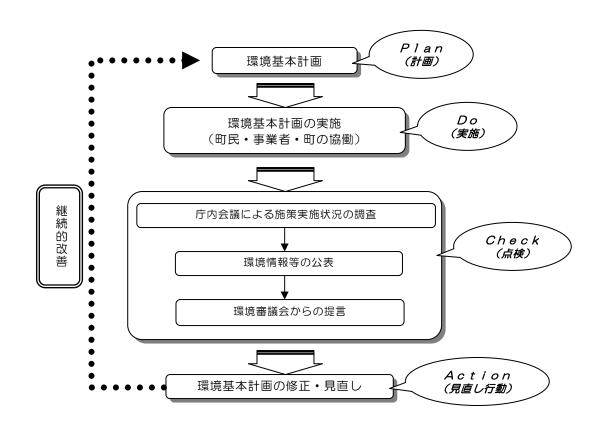


1. 計画の進行管理

本計画は、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、 $Plan(計画) \rightarrow Do(実施) \rightarrow Check(点検) \rightarrow Action(見直し行動)のサイクルにより、計画の推進状況を評価・把握しつつ推進していきます。$

計画及び施策の実施状況は、担当課により各種データ等の調査を実施し、その結果を 庁内会議へ報告することにより、全庁的に計画推進状況の定期的な把握・調査を行います。

これらの結果は、環境審議会等への報告を通じて意見・提言をいただき、継続的に計画を見直し、実行する体制を構築します。



2. 環境情報等の公表

計画推進の実効性及び透明性を明らかにするため、計画の進捗状況や目標達成状況について、広報やインターネット等を通じて町民・事業者へ公表していきます。

3. 町の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するために、庁内会議を組織し、環境施策を総合的・計画的に推進します。

4. 環境審議会への報告

本計画の進行状況に対して客観的立場から意見をいただくため、環境施策に関する取り組みの実施状況及び目標の達成状況について「環境審議会」に報告し、意見・提言を受けます。

5. 広域的な連携

大気汚染や水質汚濁など広域的な取り組みが求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点から環境施策に取り組みます。